

日置市臭気指数規制の導入（変更）について

1 臭気指数規制について

悪臭防止法第4条に規定する規制基準をこれまでの「特定悪臭物質濃度規制」から「臭気指数規制」に、平成31年5月1日から変更します。

（平成31年日置市告示第28号）

2 臭気指数規制導入の目的

「特定悪臭物質濃度規制」とは、工場や事業所から発生する不快なにおいの原因となるアンモニア、硫化水素等政令で指定する22物質を検査することによる規制です。

この規制の方法では、様々なにおいが混ざった複合臭、また、指定の22物質以外の悪臭物質によるにおい等については、これまで対応が困難な状況にありました。

そこで、今回、人間の嗅覚を用いて、においの程度を判断する「臭気指数規制」に変更し、より一層、市民の生活環境の保全に努め、市民が安心して生活できる快適なまちづくりを目指すことを目的としました。

また、規制地域も市内全域に広げました。

3 臭気指数の測定方法

臭気判定士の管理の下、嗅覚パネル（6名以上）の鼻で臭気を算定する方法であり、においのついた空気（水）を真空ビン等用いて採取後、無臭空気（水）で何倍に薄めたときににおいが消えるかで判定されます。

嗅覚パネルは、嗅覚の鋭敏な人とそうでない人を、あらかじめ、テストを行い、パネルから除き、平均的な測定とし、公平を保ちます。



（出典） 環境省「臭気対策行政ガイドブック」

4 臭気指数規制基準の設定

市内の全ての工場、事業所が対象になります。

なお、一般家庭は含まれないほか、自動車、航空機、建設工事等一時的なものについては、対象外になります。

悪臭防止法第4条第2項に基づく規制基準は、次のとおりです。

(1) 敷地境界線上の規制基準（1号基準）

地域区分	該当地域	臭気指数規制値
A地域	都市計画用途地域	12
B地域	A地域以外の地域	15

【臭気指数規制値の説明】

敷地の境界線における規制基準の範囲は、6段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5から 3.5までの間で定めることとされています。

ア 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何の臭いかがわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

イ 臭気強度と臭気指数の関係

	臭 気 強 度		
	2.5	3	3.5
臭気指数	10～15	12～18	14～21

(2) 気体排出口の規制基準（2号基準）

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の気体であり、当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるもので、当該施設の排出口における規制基準となっています。また、地域区分ごとに求める必要はなく、規制基準の範囲は、1号基準を基に計算ソフト等で必要の都度に個々の排出口ごとに求めることとなります。

(3) 排出水の規制基準（3号基準）

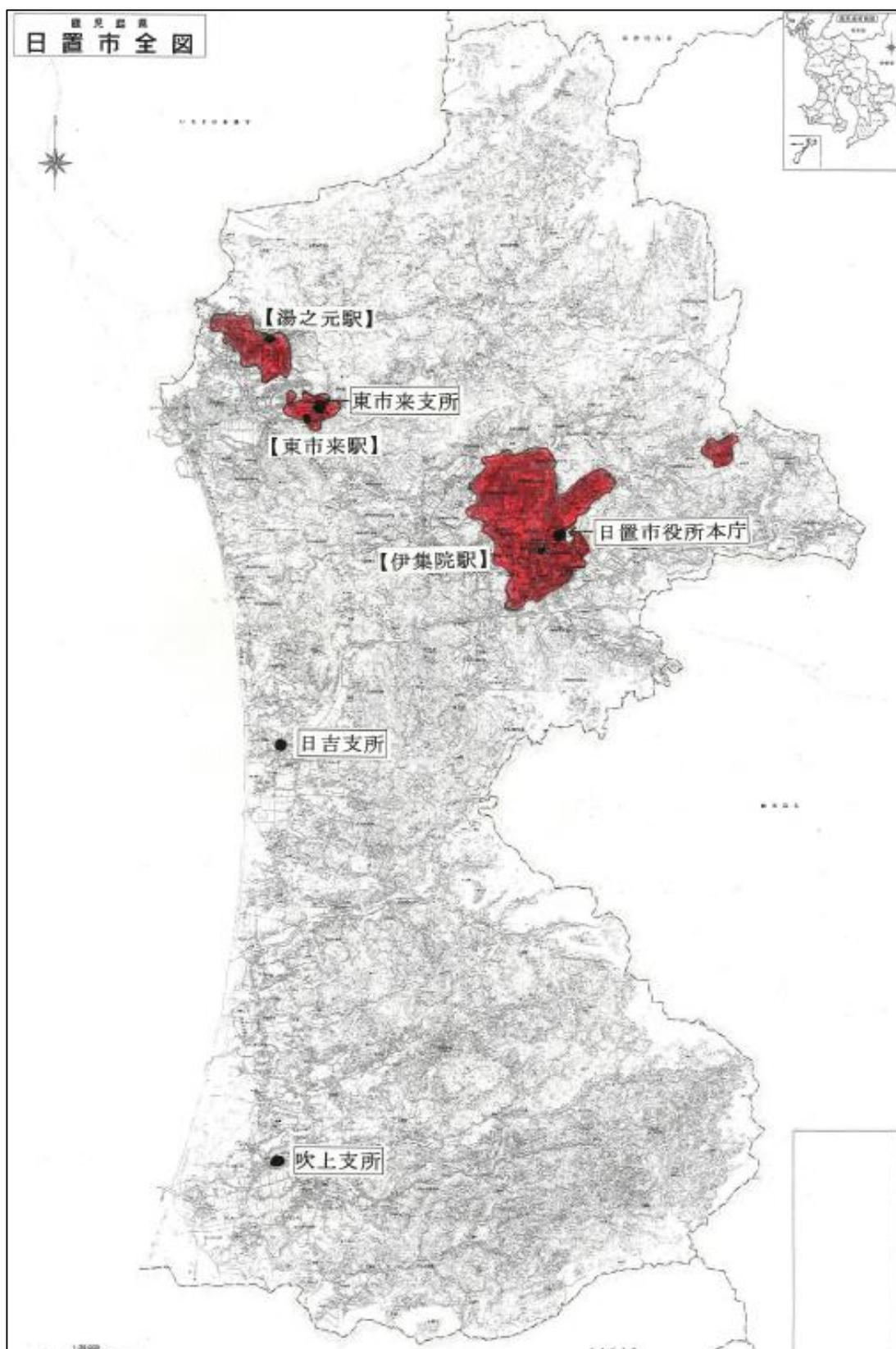
地域区分	該当地域	臭気指数規制値
A地域	都市計画用途地域	28
B地域	A地域以外の地域	31

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の水であり、当該事業場から排出されるもので、当該事業場の敷地外における規制基準となっています。地域区分ごとに求める必要はなく、規制基準の範囲は、1号基準に16を加えた値が基準値になります。



出典 環境省「悪臭防止法の手引きパンフレット」

5 臭気指数規制の地域



凡例 A地域（都市計画用途地域） 赤色表示
B地域（A地域以外の地域） 着色なし

6 罰則等

- (1) 市長は、規制基準に違反し、地域の生活環境を損なっている事業者
に改善措置を勧告できます。
- (2) 市長は、改善勧告に従わない場合は、改善措置を命令することが
できます。命令に従わない場合は、罰則が適用されます。ただし、規制
地域が新たに設定された場合、また、規制基準が新たに設けられた場
合には、該当する事業者に対して、1年間は改善命令を発することが
できません。

内 容	罰 則
改善命令違反（相当する期限 を設定する。）	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 （悪臭防止法第8条第2項）
事故発生に伴う応急措置命令 違反	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 （悪臭防止法第10条第3項）
報告及び検査に対する虚偽報 告又は検査拒否、妨害	30万円以下の罰金 （悪臭防止法第20条第1項）

7 お問い合わせ先

日置市役所

日置市市民福祉部市民生活課環境1係

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100番地

電話 099-248-9414（直通）

Fax 099-273-3063